

昨年度の主な災害対応の概要

内閣府防災担当

非常災害が発生した場合・・・

(※著しく異常かつ激甚な非常災害の場合は、緊急災害対策本部と緊急災害現地対策本部の設置)

○非常災害対策本部の設置（災害対策基本法第24条）

- ・ 災害応急対策を推進するため、総理大臣が内閣府に臨時に設置する組織
(本部長: 防災担当大臣)

○非常災害現地対策本部の設置（同法第25条第6項）

- ・ 非常災害対策本部長(防災担当大臣)の定めるところにより、非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として設置 (本部長: 内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官)

○非常災害現地対策本部の所掌事務

(「現地対策本部の設置及び運営等について」

H27. 3. 25改正 中央防災会議主事会議申合せ)

① 災害応急対策活動に係る連絡調整

- ・ 被害状況、被災地の対応状況等の把握、関係機関、本部への連絡
- ・ 被災地からの要望の本部への伝達
- ・ 本部の対応方針、国の施策に係る情報等の被災県への伝達 等

② 災害発生直後における、被災者ニーズを踏まえた災害応急対策の実施

- ・ 被災地からの要望への対応
- ・ 自衛隊、警察、消防等の救助・救急及び消火活動
- ・ 被災地における人員及び物資の緊急輸送、供給
- ・ 被災地における避難者の収容 等

○非常災害現地対策本部の具体的な運営

→国と地方公共団体のトップ間で課題設定、統一方針の下で対応。政府のワンストップ窓口として機能。

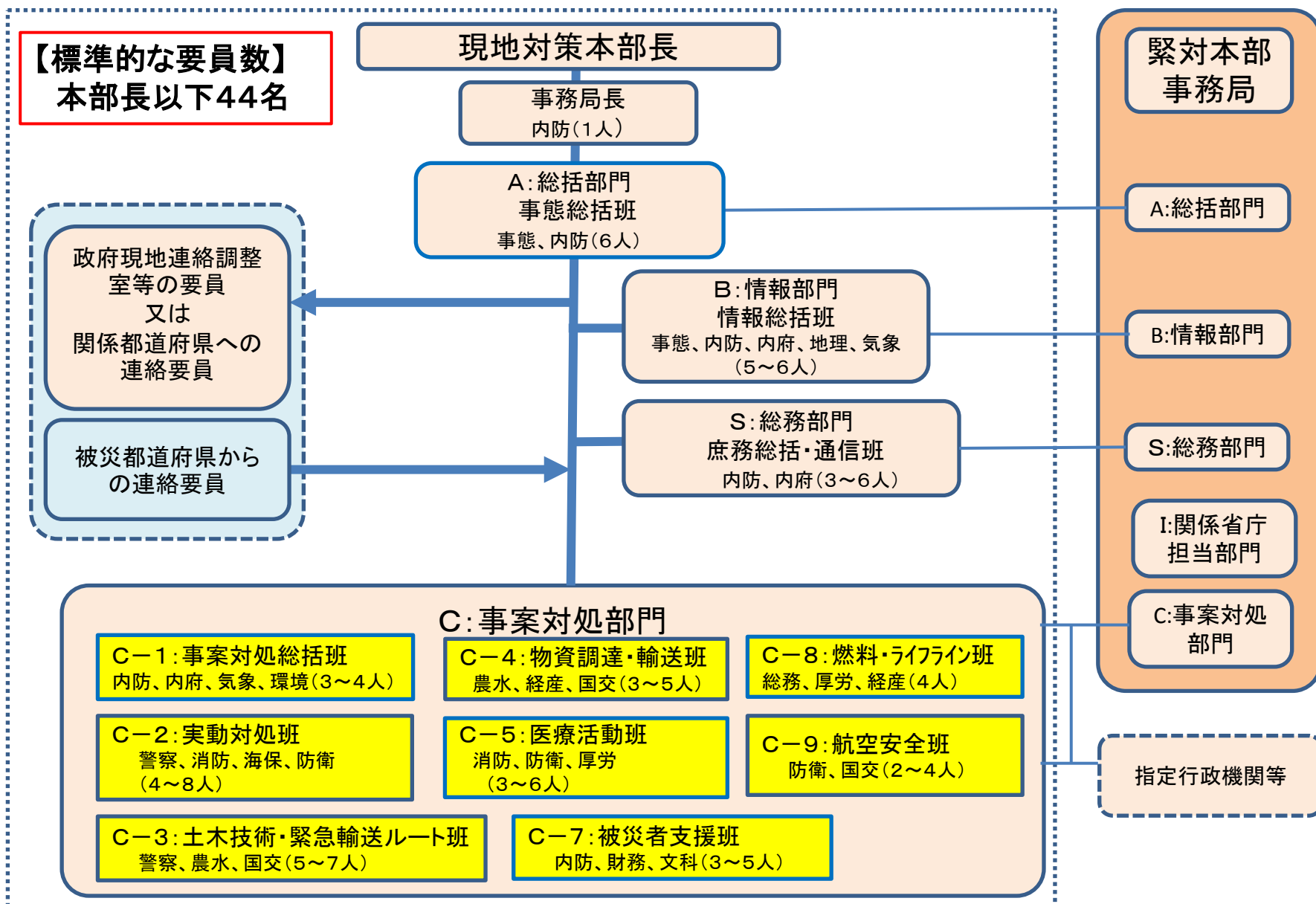
- ・政府現地対策本部と地方公共団体の災害対策本部との「**合同会議**」
- ・現地対策本部長、知事、市長による**トップ会談**により、課題設定と統一方針決定し、合同会議において実施指示、国と地方公共団体の担当部局が対応するという、マネジメントサイクルを定例化
- ・災害応急対策の責任者たる**首長の判断をサポート**するとともに、**政府のワンストップ窓口**として機能
- ・連日、東京の**非常災害対策本部とTV会議**により現地の状況を報告、情報共有、方針確認



平成27年3月25日に「現地対策本部業務マニュアル」(中央防災会議主事会議申合せ)を改正し、標準的な体制(本部長以下44名)を明確化

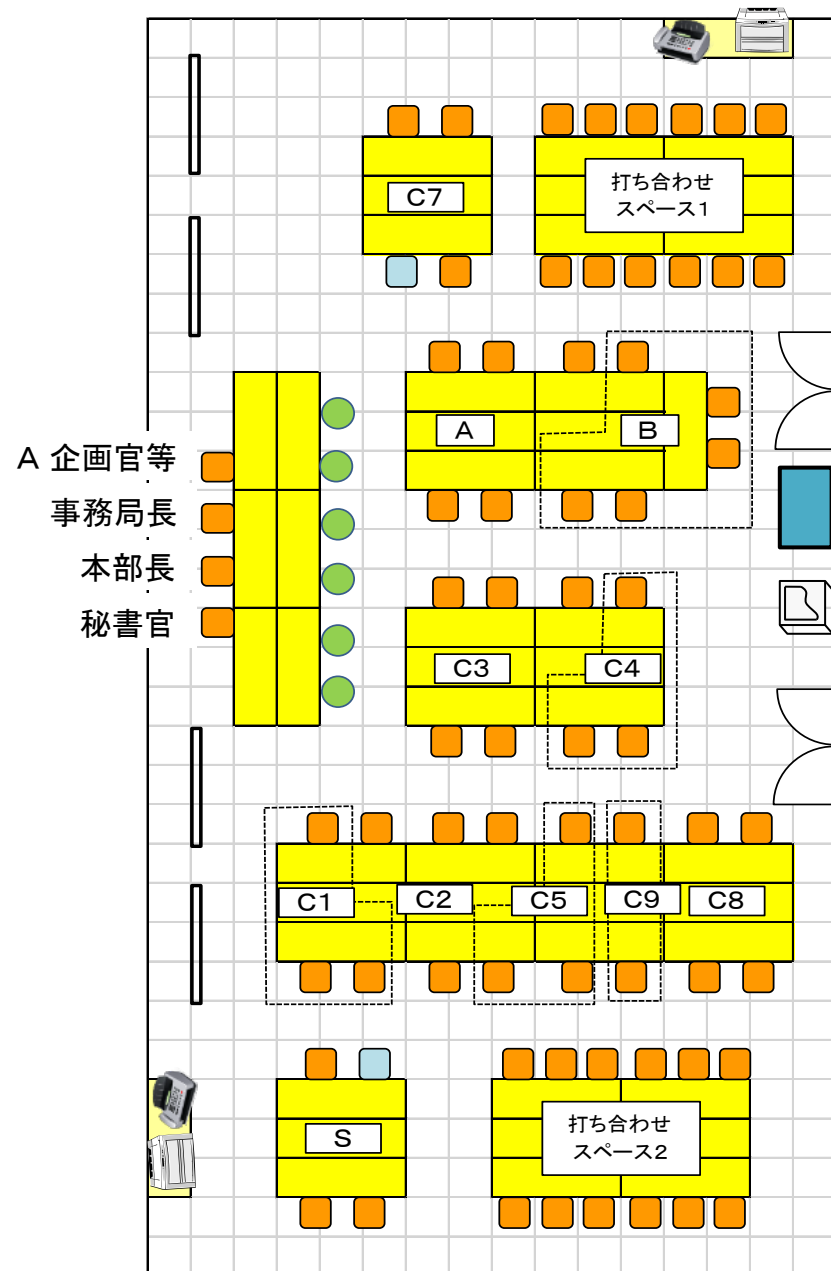
現地対策本部の部門及び班の編成イメージ【標準】

【標準的な要員数】
本部長以下44名



※現地対策本部員については、本部長、事務局長(審議官)以外は、現地対策本部要員(A部門~D部門)として兼務

現地対策本部の標準的な配置計画図



【面積】

標準的な配置には **200m²** 程度が必要となる。

【TV会議】

TV会議システムは、本部長及び事務局長の席を映せる位置に設置する。

【本部長への報告・協議】

各班からの本部長への報告や協議事項については、本部長前のスペースを利用する。その際には、臨時に椅子を設置する。

【各班の連携】

各班が連携する業務の打ち合わせは、打ち合わせスペース1、2を利用する。

【情報の共有】

被害状況図などは、ホワイトボードや壁に貼るなど、情報の共有化に努める。

【凡例】

	設置席		FAX
	設置席(予備席)		プリンター
	打ち合わせ時の臨時席		TV会議システム
	ホワイトボード		コピー機

※マス目: 60cm × 60cm

広島土砂災害に係る政府現地対策本部(8/22～9/9)の活動概要

平成26年(2014年)8月豪雨
非常災害対策本部(内閣府(東京)に設置)
本部長: 古屋防災担当大臣

本部長: 山谷防災担当大臣
構成: 内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、消防庁、厚労省、農水省、文科省、
国交省、国土地理院、気象庁、海保庁、経産省、エネ庁、中小企業庁、財務
省、金融庁、消費者庁、防衛省、法務省、環境省、規制庁

平成26年(2014年)8月豪雨
非常災害現地対策本部
本部長: 西村副大臣、亀岡・松本(文)大臣政務官

所管区域: 広島県
内閣府(10名)ほか、警察庁、消防庁、文科省、厚労省、農水省、林野庁、経産省、国交
省、気象庁、国土地理院、環境省、防衛省(最大47名体制) 県庁内及び市役所
内に設置)



副大臣(現地本部長)、知事、市長の定例会議
での情報共有、課題設定、方針決定(朝)



国県市の合同本部会議(定例)における
担当部局に対する実施指示(9:30)



副大臣、知事共同の定例記者ぶら下がり会
見(合同会議後)にて政府の対応を積極広報



対応すべき課題の共有、各省庁へ
の対応策の検討指示



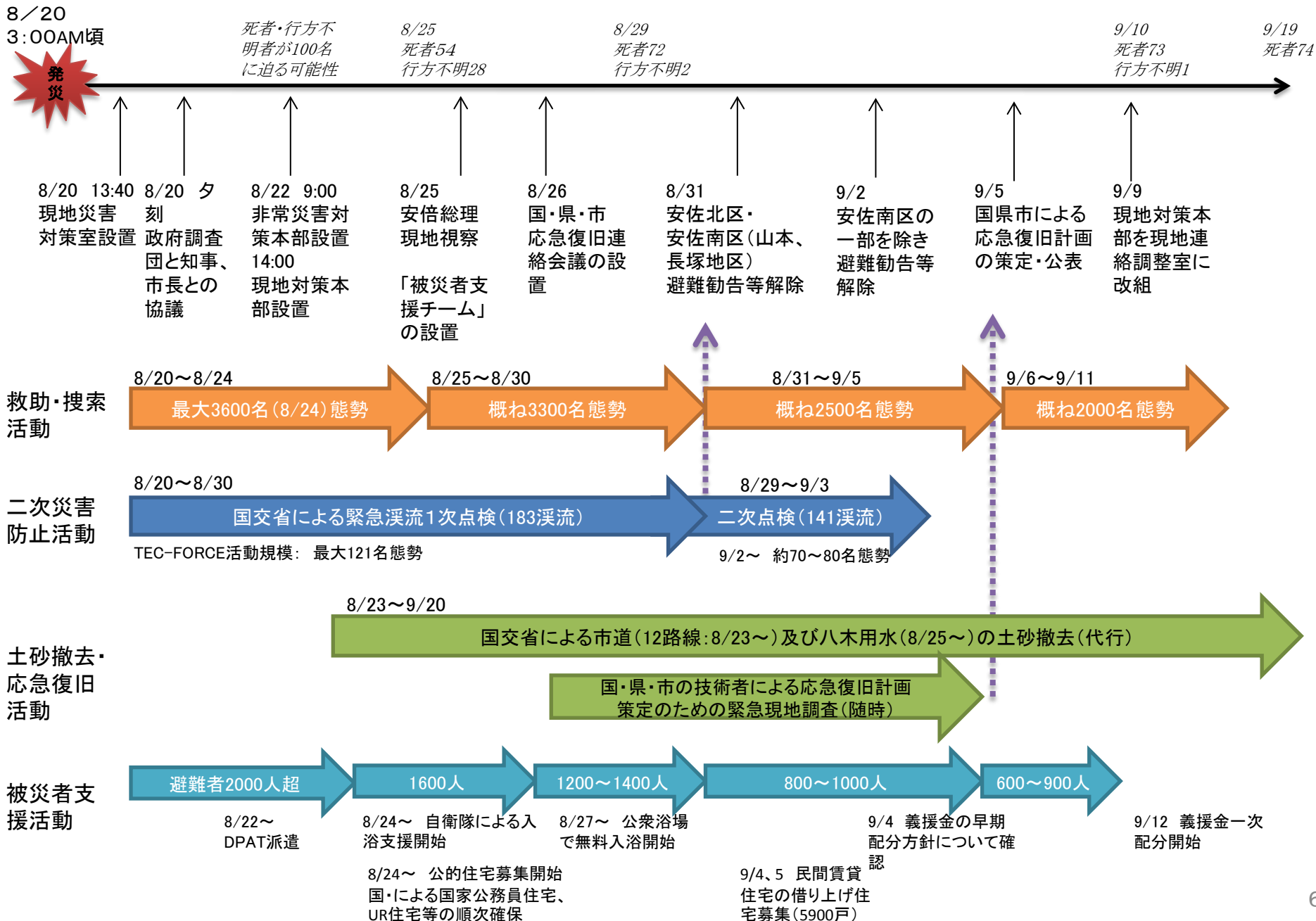
東京の非常災害対策本部との
TV会議にて情報共有、方針確認(夕刻)



現地対策本部長等による被災現場調査、対応すべき課題の抽出(PM)



広島土砂災害に係る政府現地対策本部(8/22～9/9)の時系列活動状況



広島土砂災害に係る国・県・市三者による課題設定と統一方針

(1) 救助・捜索の円滑化

- ① 市消防、警察により異なっていた行方不明者の突合・情報共有や安否要確認者の氏名公表を通じた行方不明者の特定・捜索範囲の絞り込み
- ② 実動省庁による救助・捜索活動と、国交省の砂防TEC－FORCEとの連携強化、隊員の安全確保対策の実施

(2) 被災者支援、二次災害防止

- ① 被災者支援チーム設置による避難所の生活環境整備（段ボールベッド、冷房設置等）
- ② 被災者の住まいの確保のため、県市管理の公営住宅に加え、国家公務員住宅、雇用促進住宅、UR賃貸住宅等の確保、災害救助法による民間借り上げ住宅（みなし仮設）の確保の助言
- ③ 避難勧告等の早期解除に向けた方針の検討（国交省の溪流危険度調査等に基づく解除エリアや避難勧告等の判断基準、避難経路の確保等）、気象庁による局地気象情報提供
- ④ 被害認定の確定前の義援金等の一次配分方針の決定、これによる被災者からの罹災証明書の申請加速化

(3) 生活インフラの復旧加速化

- ① 被災者の生活再建のために重要な市管理道路、河川等についての国土交通省による土砂撤去の代行の方針決定
- ② 国県市による「応急復旧連絡会議」の立ち上げ（8/26）、国県市の技術者による緊急現地調査、応急復旧計画（進捗状況とロードマップ）の策定（9/5）による今後の生活再建の見通しの見える化

御嶽山噴火に係る現地対策本部(9/28～10/17)の体制と活動概要

平成26年(2014年)御嶽山噴火 非常災害対策本部 (内閣府(東京)に設置)

本部長: 山谷防災担当大臣

構成: 内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、消防庁、厚労省、農水省、文科省、国交省、国土地理院、気象庁、海保庁、経産省、エネ庁、中小企業庁、財務省、金融庁、消費者庁、防衛省、法務省、環境省、規制庁

平成26年(2014年)御嶽山噴火 非常災害~~現~~地対策本部 (長野県庁に設置)

本部長: 松本洋平政務官

構成: 内閣府、警察庁、消防庁、農水省、林野庁、国交省、国土地理院、気象庁、防衛省(25名)

◎国、県のトップレベルでの情報共有、調整

- ・ 国・県合同会議とトップ会談

◎情報集約、提供

- ・ 各省庁、岐阜県リエゾンによる情報収集
- ・ 被災者情報の収集・集約

◎各省庁の速やかな対応

- ・ 非常災害対策本部とのTV会議

◎分野ごとの活動支援

○被災者(行方不明者)の特定作業

○救助・捜索

- ・ 救助部隊の活動支援
- ・ 活動基準策定(降雨、火山ガス)
- ・ 火山活動監視(火山専門家との連絡)

○二次災害防止

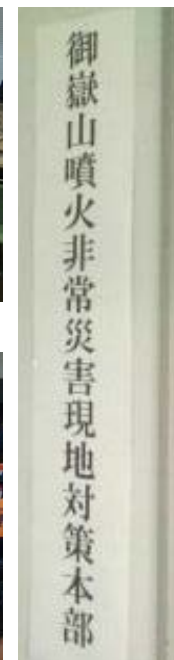
- ・ 居住地域への二次被害防止(台風、土石流)



現地本部の様子



国・県の合同会議



御嶽山噴火に係る政府現地対策本部(9/28～10/17)の時系列活動状況

	搜索救助活動 (終日活動○ 一部活動△ ほぼ活動不可▲ 活動不可×)		行方不明者数	搜索救助活動の概要	活動規模
9月27日		11:52御嶽山噴火 12:36レベル3(入山規制)に引上げ		第一期 山小屋、登山道等を中心とした 目視による搜索救助	●総勢：900～1500名 ●入山：320～430名
9月28日	○	へりで生存者26名救助 心肺停止者4名搬送			
9月29日	△ 火山ガス増	心肺停止者8名搬送(合計12名)			
9月30日	▲ 火山活動増				
10月1日	○	心肺停止者35名搬送(合計47名) ★ 自衛隊大型ヘリ導入			
10月2日	▲ 降雨				
10月3日	× 降雨	★ 行方不明者数(16名)の公表	16		
10月4日	○	心肺停止者4名搬送(合計51名)		第二期 探査棒、金属探知機を活用し、 山頂一帯を 面的に搜索 (ローラー作戦)	●総勢：1380～1535名 ●入山：440～550名
10月5日、6日	× 降雨、台風18号		12		
10月7日	○	心肺停止者3名搬送(合計54名)	12		
10月8日	○	心肺停止者1名搬送(合計55名)	9		
10月9日	× 降雨予報		8		
10月10日	○		8		
10月11日	○	心肺停止者1名搬送(合計56名)	8		
10月12日	○		7	第三期 これまで搜索したエリアの徹底的再搜索	●総勢：1890名 ●入山：940名
10月13日、14日	× 台風19号		7		
10月15日	△ 降雨予報		7		
10月16日	○曇	降雪により知事が活動中断を判断	6※		

御嶽山噴火に係る国・県・実動部隊による課題設定と統一方針

(1) 行方不明者の特定

- ①観光登山客が被災し、被災者の特定が難航した状況において、長野警察、木曽広域消防、役場のほか、岐阜県消防、警察等に及んだ安否確認の問い合わせを現地対策本部が調整役となって集約、整理
- ②特定された被災者について、目撃情報、同伴者からの聞き取り状況も加味して搜索救助範囲の絞り込みに生かし、救助・搜索活動の加速化
- ③被災者(行方不明者)のご家族への的確な情報提供、十分なケアの方針

(2) 火山活動及び降雨による二次災害防止

- ①火山性ガス、降雨時の活動中止・再開基準を策定し、毎朝、調整会議にて活動の是非を判断
 - ・平成14年の三宅島噴火の際の火山性ガスの基準を参考に、硫化水素:10ppm、二酸化硫黄:2ppm以上検出で中止
 - ・降雨時には火山灰の泥流化、火山灰の崩壊、火山灰の泥濘化により避難行動が困難になるという危険性を踏まえ、降雨時、降雨予報時の救助活動の中止、降雨停止後3時間経過し、7時間先まで降雨予報がない場合、ヘリによる偵察後再開
- ②気象庁による実動部隊への気象情報、火山監視情報の提供(火山専門家との連絡)
- ③台風、土石流による居住地域への二次被害防止対策(ワイヤーセンサ、避難勧告暫定基準、監視等)

(3) 各機関の活動の連携強化、結節点としての役割

- ①各機関のニーズに応じた国土地理院からの地図の提供、岐阜県と長野県との連絡調整など、関係機関の連携を強化し、情報の結節点として機能。
- ②警察、消防、自衛隊の部隊の指揮・活動調整のための支援(王滝村役場で指揮調整を行う方針の決定、自衛隊大型ヘリによる3部隊の救助隊員の輸送等)
- ③降雪を受けた長野県知事による搜索救助活動の中断(10/16)に係る判断支援